

第 6 章 再犯防止推進計画

Ⅰ 計画策定の背景・位置づけ

（１）計画策定の背景

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は令和4年には47.9%と刑法犯検挙者の約半数を占めている状況です。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次再犯防止推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、沖縄県においては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「沖縄県再犯防止推進計画」を令和2年3月に策定しました。

このような状況を踏まえ、本市では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施していくことにより、再犯防止の推進を目的とする「南城市再犯防止推進計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。また、第4次南城市地域福祉計画の将来像「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を目指すものとします。

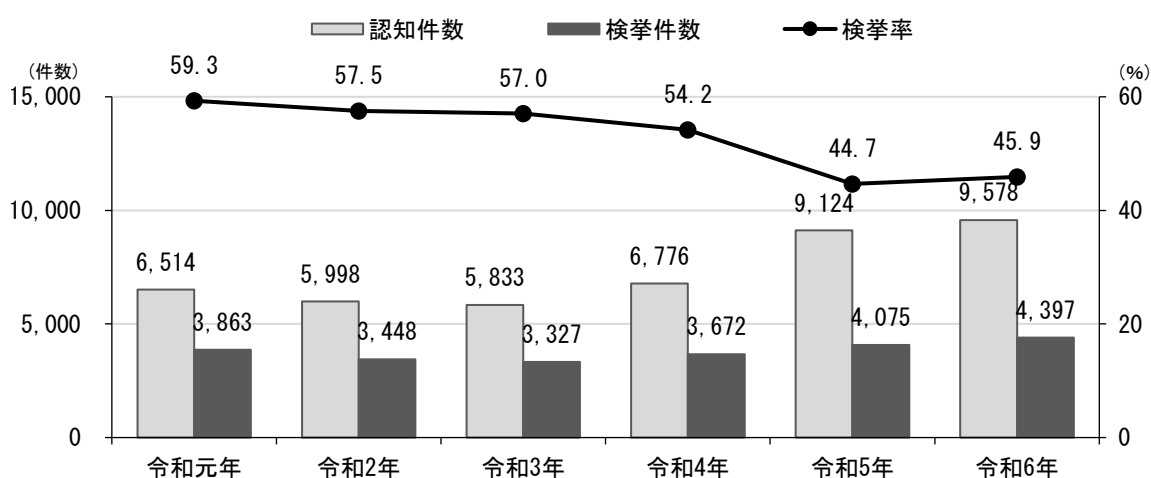
2 再犯防止に関連する現状

(1) 沖縄県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

沖縄県における令和元年から令和6年までの刑法犯の認知件数の推移をみると、令和3年までは減少していましたが、令和4年以降は増加しています。

刑法犯再犯者率は、令和3年から令和5年までは減少傾向にありましたが、令和6年は49.8%と前年よりもやや上昇しています。検挙人員に占める再犯者の割合は約半数を占めています。

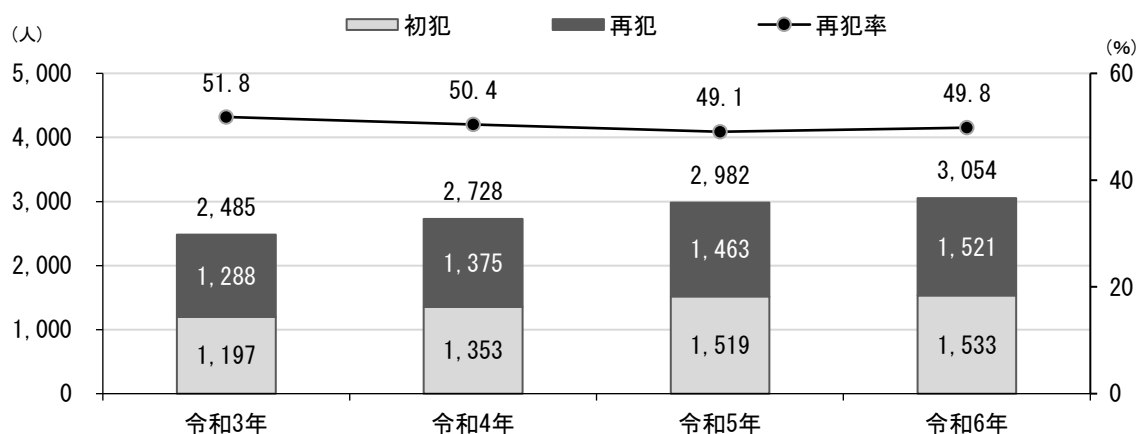
刑法犯の認知件数・検挙件数（沖縄県 令和元年～令和6年）



資料：令和元年～令和5年 犯罪統計書（沖縄県警察本部刑事部刑事企画課）

令和6年 犯罪統計資料（令和6年12月末：暫定値）

刑法犯検挙人員と再犯率（沖縄県 令和3年～令和6年）



資料：与那原警察署への聞き取り調査をもとに南城市作成

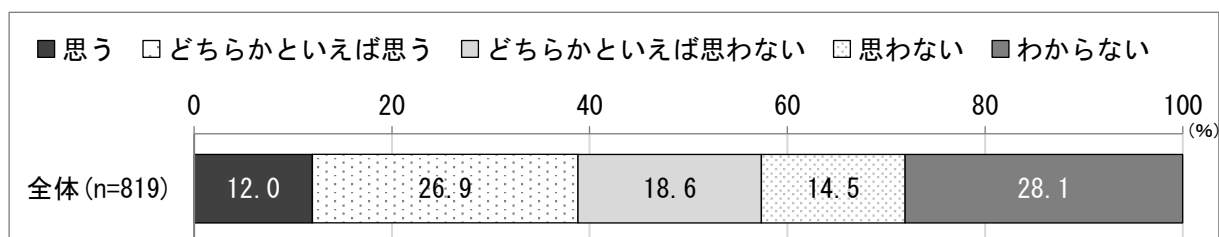
(2) 意識調査からみえる現状

市民アンケートでは、約4割が「罪を犯した人の立ち直りに協力したい」と回答していますが、「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知度については、半数以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。

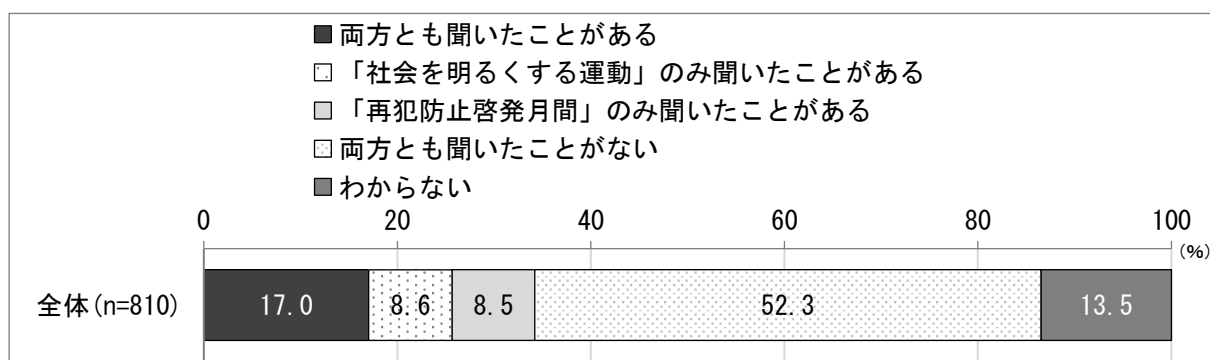
保護司アンケートでは、民間協力者を増やすためにすべきこととして、約7割が「民間協力者の活動を紹介する広報を充実する」と回答しています。

①市民アンケート

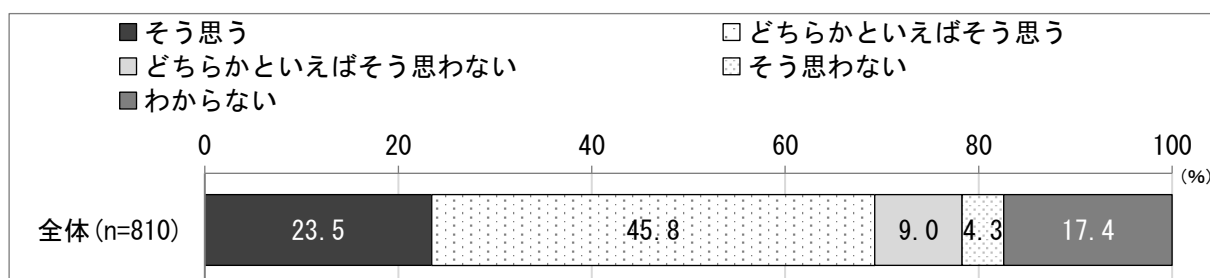
【罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか】



【「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知度】

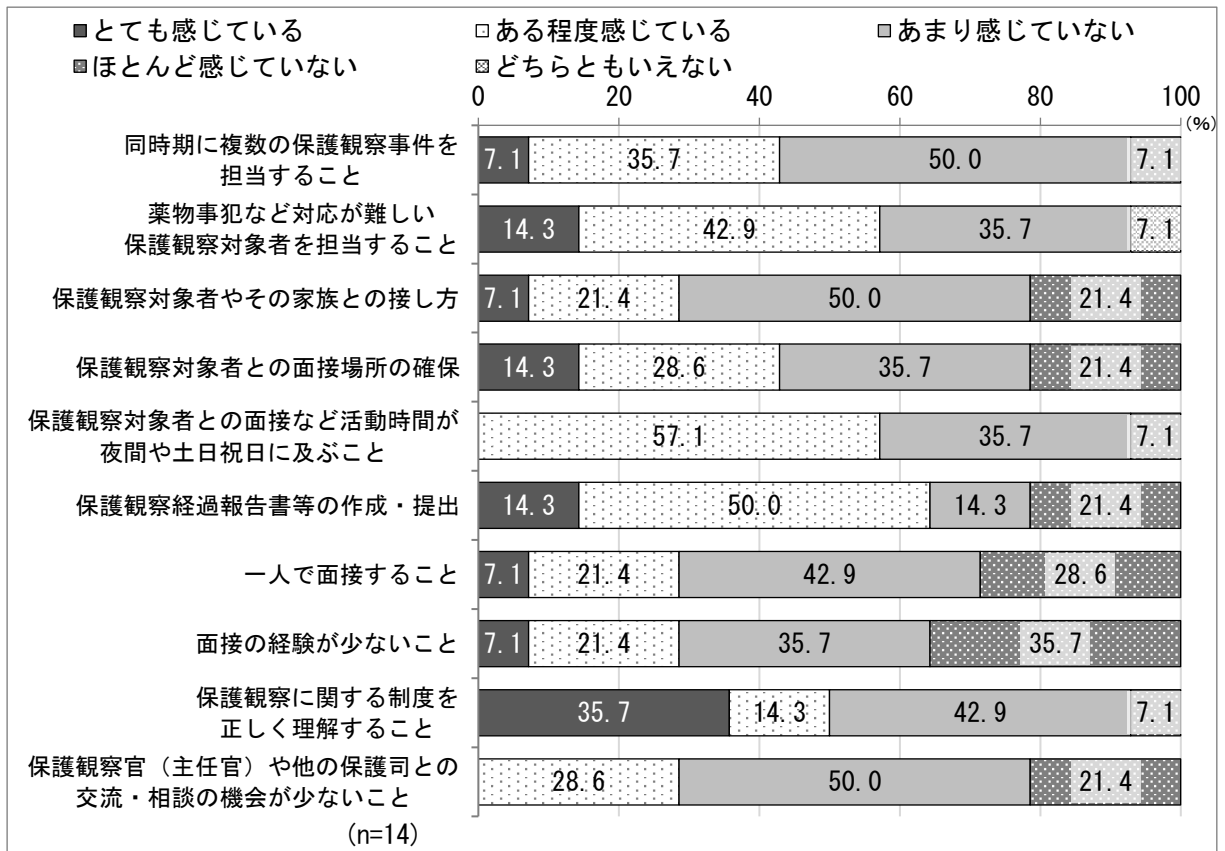


【「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である】

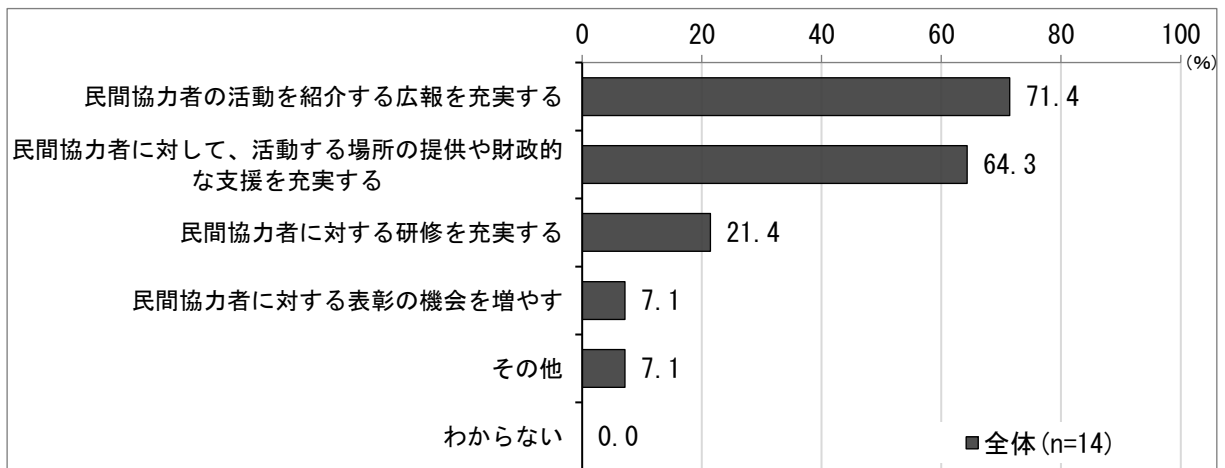


②保護司アンケート

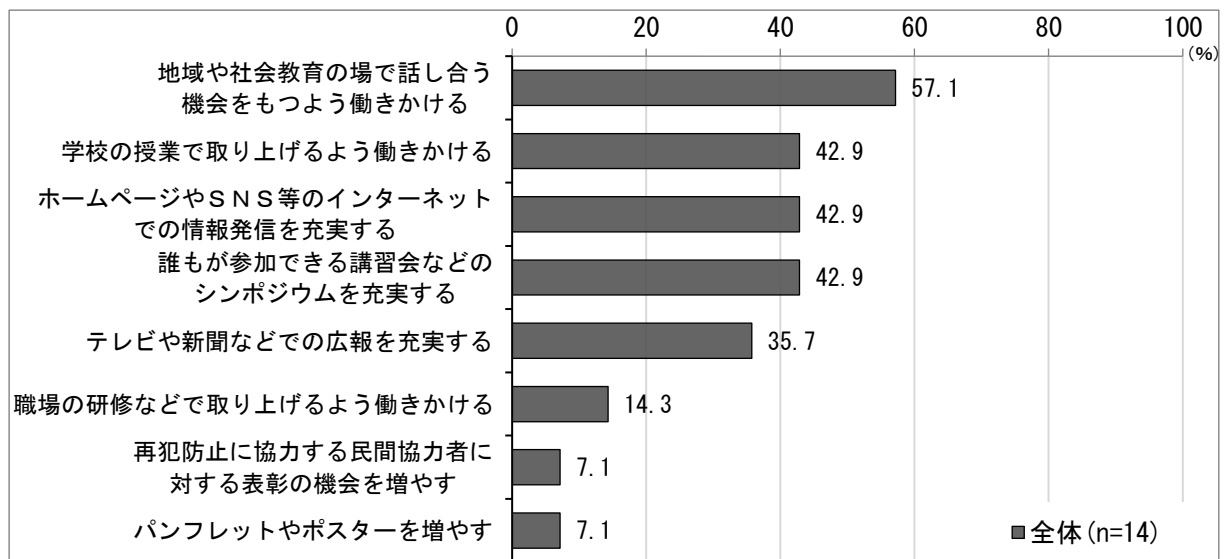
【保護観察に関して不安や負担に感じること】



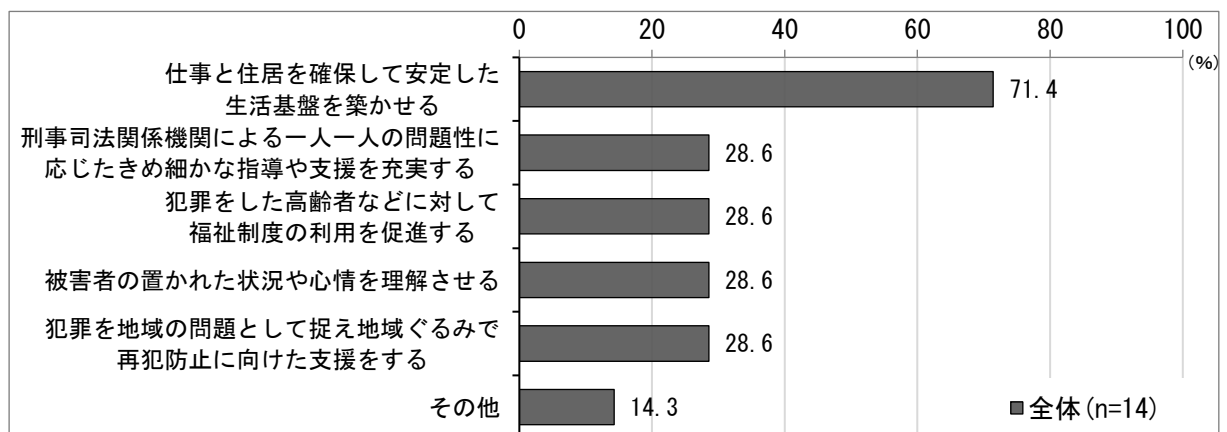
【民間協力者を増やすためにすべきこと】



【再犯防止に関して、市民の理解や関心を深めるためにすべきこと】（再掲）



【再犯防止に必要なこと】（再掲）



3 課題

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が、社会に復帰した後に社会や地域での孤立、貧困、疾病等により様々な生きづらさを感じる事が再犯につながる一因と考えられます。

当事者が抱える困難を把握し、必要とされる福祉的支援が届く仕組みづくりを進めるとともに、地域においては社会復帰を支援することについて理解促進を図り、罪を犯した人等が社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるように取り組む必要があります。

保護司アンケートでは、再犯防止に必要なこととして、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が最も高くなっています。

また、国の第二次再犯防止推進計画では、「就労や住居の確保のための支援をより一層強化」することが挙げられています。不安定な就労が再犯の要因の一つになっていることも考慮し、就職・職場定着支援等についても検討する必要があります。

4 施策体系

施 策	具体的な取り組み
1.広報・啓発活動の推進	◇ 情報提供の充実 ◇ 「社会を明るくする運動」の理解促進 ◇ 保護司等民間協力者の活動周知
2.就労・住居支援	◇ 関係機関の連携強化 ◇ 自立支援の実施 ◇ 就職に関する相談窓口の設置
3.保健医療・福祉サービスの利用支援	◇ 高齢者・障がい者の地域定着支援 ◇ 生活支援の実施・周知 ◇ 保健医療・福祉サービスに係る行政手続きに関する支援
4.青少年の非行防止と健全育成の推進	◇ 薬物乱用防止教室等の開催 ◇ 学校と連携した犯罪未然防止への取り組み ◇ 夜間街頭指導の実施
5.保護司や民間協力者等の地域活動に対する支援	◇ 保護司等の確保・育成 ◇ 活動への支援

5 具体的な取り組み

施策Ⅰ 広報・啓発活動の推進

施策の方向性

○地域住民にとって馴染みが薄かった、再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

取り組み

【情報提供の充実】

安全で安心な明るい地域社会づくりのため、再犯防止対策の重要性の周知、福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。

【「社会を明るくする運動」の理解促進】

更生保護に携わる民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を進めることで、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さを市民へ周知します。また、更生保護活動について、広報誌や市のホームページ等を通じて理解を促進します。

【保護司等民間協力者の活動周知】

罪を犯した人や非行青少年の立ち直りを支援する保護司等民間協力者の活動を周知・広報することで、保護司等民間協力者の認知度の向上を図ります。

施策Ⅱ 就労・住居支援

施策の方向性

○矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、ハローワークや商工会等の関係機関や民間団体との連携による支援を実施し、保護司と共に本人や家族の生活環境の調整の充実に取り組みます。

取り組み

【関係機関の連携強化】

罪を犯した人の社会復帰を支援するため、相談対応、住まい・就労の確保などに向け、関係者、関係機関の連携を図ります。

【自立支援の実施】

生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」を推進します。

【就職に関する相談窓口の設置】

就職・生活支援パーソナルサポートセンターにおいて、就労への意欲がある出所者等からの相談を受け付け、就職支援及び住居支援に取り組みます。

施策3 保健医療・福祉サービスの利用支援

施策の方向性

○矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関との連携により、状況に応じた適切な相談や福祉サービスが提供できるよう支援します。

取り組み

【高齢者・障がい者の地域定着支援】

罪を犯した高齢者や障がい者が福祉サービスを受けながら地域生活を送れるよう、受け入れ先となる福祉事業者との情報共有や意見交換に努めます。

【生活支援の実施・周知】

生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。

【保健医療・福祉サービスに係る行政手続きに関する支援】

矯正施設在所・在院中における福祉サービス等の利用申請や、マイナンバーカードの取得等に係る行政手続きに関し、罪を犯した者等が円滑に社会復帰できるよう、関係機関との情報共有及び連携に努めます。

施策4 青少年の非行防止と健全育成の推進

施策の方向性

○保護司、更生保護女性会、警察署、教育委員会等が連携し、社会を明るくする運動に対する理解を深め、青少年の健全育成を図ります。

取り組み

【薬物乱用防止教室等の開催】

市内の小中学校において、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止教室等を開催し、児童生徒に対して薬物や未成年の飲酒・喫煙の害について伝えるとともに、万が一誘われても断ることの大切さを伝えます。

【学校と連携した犯罪未然防止への取り組み】

保護司の活動内容の周知、犯罪の未然防止などを目的として、市内の小中学校等で保護司による講話等に取り組みます。

【夜間街頭指導の実施】

夜間街頭指導を通じて、こどもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。

施策5 保護司や民間協力者等の地域活動に対する支援

施策の方向性

○罪を犯した人等に対する社会復帰指導・支援活動を行っている保護司、地域において更生保護のため幅広い活動に取り組んでいる更生保護女性会の活動運営を支援します。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対して、再犯防止や更生保護に関する研修等を通じて連携を図ります。

取り組み

【保護司等の確保・育成】

自治体職員等に対する保護司の就任依頼、自治会や PTA 等と連携し、保護司や更生保護女性会の安定確保を支援します。

【活動への支援】

保護司の自宅以外での面接や各種活動場所として、市庁舎の提供はもとより、その他の公共施設や自治公民館（ムラヤー）の利用に向けた働きかけや、「社会を明るくする運動」への協力など、保護司の地域活動への支援、また、更生保護女性会の活動運営を支援します。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対して、再犯防止や更生保護に関する研修等を実施します。

